

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 1. 通達事項（別紙）
 2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
 3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
 4. 東京大学とウォリック大学との学術交流協定の更新について（教B6号）
 5. 東京大学とジュネーブ大学との学術交流協定の更新について（教B7号）
 6. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部と大学院人文社会系研究科・文学部とパリ第8大学との間における学生交流覚書の更新について（教B8号）
- 報告事項
 1. 2023年度大学院総合文化研究科・教養学部各委員会名簿
 2. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B2号）（総B3号）
 3. 各委員会報告（教B1号）（教B2号）（教B3号）（教B4号）（経B1号）「高校生と大学生のための金曜特別講座」
 4. その他
 - ・2023年度役職者について（総B4号）
 - ・研究科ロゴマークの使用について
 - ・TLPパンフレット2023について
- 議題
 1. 教員人事（別紙）
 2. 2022年度教授会慶弔費支出報告（総B5号）
 3. ファカルティハウス規則の改正案について（研B3号）
 4. 教養学部各学科等教務関係内規改正について（教B5号）
 5. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とインドネシア教育大学との学術交流協定の締結について（教B9号）
- 教員人事の内容

准教授	提案	3件	
教授	提案	3件	計6件

（参考）2023年4月6日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）
- 議題
 1. 教員人事（別紙）

委員会関係

教務委員会

【総務委員会報告】

【教授会報告】

- ・令和5年度入学者数について（教B1号）
- ・令和5年度年度進学者数について（教B2号）
- ・2023年度Sセメスター（S1・S2ターム）
定期試験について（教B3号）
- ・2023年度Sセメスター（S1・S2ターム）
成績報告について（教B4号）

財務委員会

- ・2023年度における預託金制度について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

社会連携委員会

- ・2023年度Sセメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」について

総務委員会議事要旨(案)

日 時：2023年4月6日（木） 13：18～14：01

場 所：Zoom会議

出席者：54名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

真船文隆研究科長から、研究科長室の新メンバーについて紹介があり、真船文隆研究科長、増田建副研究科長、松田恭幸副研究科長、四本裕子総長補佐、晝間敬研究科長補佐の挨拶があった。

大久保伸一事務部長から、事務部の異動者について紹介があり、大久保伸一事務部長、小山淳経理課長、泉田勝教務課長、高井力図書課長の挨拶があった。

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

○ 報告

1. 教員の休職について

研究科長から、教員の休職について報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	1 件	
准 教 授	報 告	2 件	
教 授	提 案	5 件	
推 薦	名誉教授	7 件	計 1 5 件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 24 件

2023. 4. 20

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	学 生 委 員 会	まつむら たけし 松村 剛 授 教 授	いしはら こうじ 石原 孝二 授 教 授	自 2022. 4. 1 至 2024. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31
2	高大接続研究開発センター 運 営 委 員 会	まつだ やすゆき 松田 恭幸 授 教 授	まつだ やすゆき 松田 恭幸 授 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
3	国際化推進学部入試担当室 (副 室 長)	ウットワード ジョナサン ロジャー 教 授	シェファーツン リチャード フ シェミスフ 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
4	国際化推進学部入試担当室 (室 員)	シェファーツン リチャード フ シェミスフ 教 授	ウットワード ジョナサン ロジャー 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
5	国際化推進学部入試担当室 (室 員)	きはらはんと あい ギハラハント 教 授	さかさい あさと 逆井 聡人 准 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
6	国際化推進学部入試担当室 (室 員)	すずき さなえ 鈴木 早苗 准 教 授	すずき さなえ 鈴木 早苗 准 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
7	国際化推進学部入試担当室 (室 員)	いのうえ あきら 井上 彰 教 授	きはらはんと あい ギハラハント 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
8	グ ローバル教育センター 運 営 委 員 会 ・ 教 務 委 員 会	—————	ついで けんじ 筒井 賢治 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
9	ライフサイエンス研究倫理支援室室員	まふね ふみたか 真船 文隆 教 授	ますだ たつる 増田 建 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
10	U T o k y o G S C 運 営 委 員 会	あらい むねひと 新井 宗仁 教 授	あらい むねひと 新井 宗仁 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
11	地域連携タスクフォース座員	あらい むねひと 新井 宗仁 教 授	あらい むねひと 新井 宗仁 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
12	環 境 安 全 研 究 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	みやじま けん 宮島 謙 講 師	いらい ともひろ 岩井 智弘 講 師	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31
13	情 報 基 盤 セ ン タ ー ネ ッ ト ワ ー ク 専 門 委 員 会	かとう つねあき 加藤 恒昭 教 授	かとう つねあき 加藤 恒昭 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31
14	情 報 基 盤 セ ン タ ー ネ ッ ト ワ ー ク 専 門 委 員 会	いしはら ともひろ 石原 知洋 准 教 授	いしはら ともひろ 石原 知洋 准 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31

15	情報基盤センター 運営委員会	うへだ かずひろ 植田 一博 教 授	うへだ かずひろ 植田 一博 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
16	情報基盤センター 運営委員会	やまぐち やすし 山口 泰 教 授	やまぐち やすし 山口 泰 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
17	全学ファイアウォール運用 タスクフォース (FW-TF) 構成員	いはら ともひろ 石原 知洋 准 教 授	いはら ともひろ 石原 知洋 准 教 授	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31
18	I R データ室副室長	まつだ やすゆき 松田 恭幸 教 授	まつだ やすゆき 松田 恭幸 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
19	文書館運営委員会	おかもと たくじ 岡本 拓司 教 授	おかもと たくじ 岡本 拓司 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
20	キャンパス計画室室員	たち ともひろ 館 知宏 教 授	まつだ たつる 増田 建 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
21	キャンパス計画室駒場地区部会長	もりやま たくみ 森山 工 教 授	まふね ふみたか 真船 文隆 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
22	キャンパス計画室駒場地区部会委員	_____	まつだ たつる 増田 建 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31
23	人文社会系研究科委員会	しみず あきこ 清水 晶子 教 授	しみず あきこ 清水 晶子 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2024. 3. 31
24	統合ゲノム医科学情報連携研究機構 運営委員会	つばい たかし 坪井 貴司 教 授	つばい たかし 坪井 貴司 教 授	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31	自 2023. 4. 1 至 2025. 3. 31

受託研究の受入について

2023年度

2023年4月20日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
1	教授	開 一夫	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ペダゴジカル情報基盤の設計と実装	40,170,000	
2	教授	太田 邦史	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	新規ゲノム再編成技術と長鎖DNA合成を活用したゲノム改修技術の開発	39,000,000	
3	教授	大杉 美穂	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	細胞核封入による長鎖DNAの安定化	3,900,000	
4	准教授	大泉 匡史	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	統合情報理論による意識の定量化	13,650,000	
5	教授	植田 一博	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	人の関係性と発話表現・文脈依存度の認知科学研究	12,350,000	
6	教授	澤井 哲	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	細胞動態スペクトラムから紐解く多細胞秩序の創発規則	40,175,200	
7	准教授	石原 秀至	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	機械学習と数理モデルの連携による細胞集団動態解析	20,475,000	
8	教授	寺尾 潤	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ナノ熱計測・活用のための機能化有機材料の設計と合成	13,260,000	
9	教授	若本 祐一	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ライブセルオミクスと細胞系譜解析によるパーシスタンスの理解と制御	19,305,000	
10	教授	市橋 伯一	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	自己再生産し進化する人工ゲノム複製・転写・翻訳システムの開発	26,650,000	
11	教授	成田 憲保	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ベイズ計測による複合時系列データからの情報抽出	2,600,000	
12	准教授	加藤 英明	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	新たな味覚操作を可能にするマルチカラー光遺伝学技術の開発	19,786,000	
13	准教授	今泉 允聡	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	メカニズムとの学際的統合による新しい分散学習理論基盤の構築	18,200,000	
14	准教授	柳澤 実穂	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	構造体の相転移ダイナミクスの物性測定・理論化	4,420,000	
15	助教	青木 貴稔	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	冷却原子を用いた量子センシングによるダークマター探索	130,000	
16	講師	大関 洋平	言語情報	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	認知・脳情報処理による人間らしい言語処理モデルの開発	14,885,000	
17	准教授	横川 大輔	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	化学的知見を生かした転送性の高い特徴量の抽出と利用	11,765,000	
18	助教	正井 宏	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	光安定材料への酸添加による協働的光分解技術の創成	9,880,000	
19	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	イオントラップ技術による物性の創造	17,160,000	
20	准教授	小林 広和	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	木質バイオマス全成分利用を可能とする安定結合切断法の開発	13,000,000	
21	教授	若本 祐一	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(ERATO)	微細流路培養による生体外での共生進化大腸菌解析	26,000,000	
22	特任研究員	北園 淳	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(ACT-X)	統合情報理論の劣モジュラ性に基づく拡張とその神経科学への応用	3,900,000	
23	助教	中丸 智貴	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(ACT-X)	試行錯誤を効率化するJupyter Notebook 拡張	3,406,000	
24	特任助教	福田 昌弘	先進科学研究機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(ACT-X)	光で制御されたアミノ酸膜輸送の分子機構の解明	2,600,000	
25	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	超低振動クライオシステムおよび超電導回路イオントラップの開発	225,290,000	
26	機構長	中澤 公孝	スポーツ先端科学連携研究機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	非接触表面情報からの身体運動を伴う場合の心身状態の推定	15,990,000	
27	准教授	大泉 匡史	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	脳状態遷移コストの定量化と最適制御のための数理基盤技術の開発	25,350,000	

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
28	助教	長田 有登	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	①半導体ミラーを用いたイオン・光インターフェースの開発 ②光導波路回路一体型イオントラップの開発	30,420,000	
29	助教	長田 有登	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	量子ネットワークシステム実証実験のためのイオントラップ量子ノードの開発	13,364,000	
30	教授	開 一夫	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	分散発達研究データ基盤(a)	18,200,000	
31	准教授	馬場 雪乃	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	Scientist-in-the-loopによる論文理解・実験計画AI	14,950,000	
32	教授	成田 大樹	国際環境学教育機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	国際科学技術共同研究推進事業(SICORP)(e-ASIA)	先住民族の世帯・生計にとっての伝統的食料システムの重要性に関する社会経済的モデリング	338,000	
33	教授	成田 大樹	国際環境学教育機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	国際科学技術共同研究推進事業(SICORP)(AJ-CORE)	持続可能な農業のための環境・水管理に関する研究	7,670,000	
34	准教授	加藤 英明	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	光により操作可能な生命現象の拡張と光遺伝学2.0の創出	6,500,000	
35	准教授	晝間 敬	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	植物微生物共生体における糸状菌の休眠二次代謝物群の役割	10,336,300	
36	准教授	塩見 雄毅	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	相変化材料を用いたスピントロニクス機能開拓	7,540,000	
37	准教授	柳澤 実穂	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	ナノマクロ空間相転移の学理によるシン材料科学	6,500,000	
38	准教授	甘蔗 寂樹	国際環境学教育機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	磁気モーメント変化による排冷熱からの環境発電技術の創生	9,360,000	
39	准教授	奥野 将成	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	新規非線形ラマン過程の開拓による振動分光の革新	1,950,000	
40	准教授	桐谷 乃輔	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	電子/量子物質における散逸的機能化の探求	10,400,000	
41	准教授	今泉 允聡	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	深層学習の原理記述に向けた構造汎化理論スキームの開発	10,660,000	
42	准教授	野本 貴大	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	代謝制御型薬物送達技術に基づく次世代医療モダリティの革新と創出	10,400,000	
43	准教授	小池 進介	進化認知科学研究センター	国立研究開発法人科学技術振興機構	ムーンショット型研究開発事業(通常型)	複雑臓器制御系の数理的包括理解と超早期精密医療への挑戦/数理解析手法の精神疾患への応用研究	32,200,000	・ニューロインテリジェンス国際研究機構より学内配分
44	教授	瀬川 浩司	広域システム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	グリーンイノベーション基金事業	グリーンイノベーション基金事業/次世代型太陽電池の開発/次世代型太陽電池基盤技術開発事業/フィルム型ペロブスカイト太陽電池実用化に向けた材料デバイス設計・製造プロセス技術開発	136,360,000	・再委託 電気通信大学:20,000,000円 桐蔭横浜大学:15,000,000円
45	教授	瀬川 浩司	広域システム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	グリーンイノベーション基金事業	グリーンイノベーション基金事業/次世代型太陽電池の開発/次世代型太陽電池基盤技術開発事業/超軽量ペロブスカイト太陽電池ロール・トゥ・ロール製造実用化技術開発	325,325,000	・再委託 九州大学:25,300,000円
46	教授	瀬川 浩司	広域システム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	グリーンイノベーション基金事業	グリーンイノベーション基金事業/次世代型太陽電池の開発/次世代型太陽電池基盤技術開発事業/高効率・高耐久ペロブスカイト太陽電池モジュールの実用化技術開発	113,250,000	・再委託 熊本大学:16,900,000円
47	准教授	甘蔗 寂樹	国際環境学教育機構	東邦瓦斯株式会社(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)	ムーンショット型研究開発事業	ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた接続可能な資源循環を実現/冷熱を利用した大気中二酸化炭素直接回収の研究開発/プロセス・システム解析	8,000,000	
48	准教授	岡地 迪尚	国際社会	国立大学法人東北大学(独立行政法人環境再生保全機構)	環境研究総合推進費	気候変動による自然災害がもたらす影響及び適応策に関する経済評価手法の開発	455,000	
49	教授 助教	中澤 公孝	生命環境(身体運動)	一般社団法人日本野球機構	-	「野球脳」の研究	3,000,000	
50	准教授	鎌倉 夏来	地域未来社会連携研究機構	公益財団法人中部圏社会経済研究所	-	新たな中部圏広域地方計画の展望に関する調査研究Ⅱ	3,000,000	
51	准教授	桐谷 乃輔	相関基礎	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Ltd.	-	Molecule-based surface engineering for strong doping and interconnect improvement	15,960,000(\$120,000)	1\$=133円

共同研究の受入について

2022年度

2023年4月20日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
53	准教授	内田 さやか	相関基礎	日本サムスン株式会社	新規酸化物クラスター化合物の研究	2023.1.1～2023.12.31	1,500,000	

2023年度

2023年4月20日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
10	教授 助教	長谷川 宗良 深堀 信一	相関基礎	国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構	高強度極短パルスレーザーによる 分子のイオン化過程の解明	2023.4.1～2026.3.31	0	
11	准教授	佐々木 一茂	生命環境 (身体運動)	花王株式会社	日常生活中に発現する脚の疲労蓄 積及びその回復に関する研究	2022.1.1～2024.3.31	1,980,000	研究費総額:3,960,000円 2021年度:1,980,000円 2023年度:1,980,000円
12	教授	佐藤 守俊	生命環境	帝人ファーマ株式会社	光スイッチタンパク質の応用に関する 研究	2021.4.1～2024.3.31	1,980,000	研究費総額:5,960,000円 2021年度:2,000,000円 2022年度～2023年度: 1,980,000円/年
13	特任 講師	高橋 史子	教養教育 高度化機構	合同会社カルチャークリエイ ティブ	社会課題解決型ビジネス構築のため のスキルのモデル化とその実証	2021.4.1～2024.3.31	430,000	研究費総額:886,350円 2021年度:456,350円 2023年度:430,000円
14	准教授	若本 祐一	相関基礎	小野薬品工業株式会社	細胞ラマンスペクトルの高速測定系 の構築に関する研究	2023.4.1～2024.3.31	6,077,500	
15	准教授	吉本 敬太郎	生命環境	ダイキン工業株式会社	東大 アプタマーを利用した微生物 の見える化に関する技術開発②	2023.4.1～2024.3.31	23,666,500	
16	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人理化学研 究所	超伝導・光回路を用いた量子情報 デバイスの開発	2023.4.1～2024.3.31	0	
17	教授	酒井 邦嘉	相関基礎	公益社団法人才能教育研究 会	演奏評価の脳内機構についての研 究	2017.4.1～2027.3.31	2,100,000	研究費総額:24,000,000円 2017年度～2020年度: 3,000,000円/年 2021年度:1,500,000円 2022年度～2026年度: 2,100,000円/年
18	教授	八田 秀雄	生命環境 (身体運動)	東京地下鉄株式会社	陸上競技長距離種目における女性 アスリートのコンディショニングに関 する研究	2023.4.1～2024.3.31	10,000,000	
19	教授	舘 知宏	広域システム	川上産業株式会社	剛体折り紙の研究	2017.5.1～2026.4.30	264,000	研究費総額:1,584,000円 2020年度～2025年度: 264,000円/年
20	准教授	馬場 雪乃	広域システム	株式会社豊田中央研究所	インタラクティブ推薦システムに関 する研究	2023.4.1～2024.3.31	1,000,000	

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023/4/20

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ウォリック大学	
	英語	The University of Warwick	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	英国	
設立年	1965	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://warwick.ac.uk/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:4(人文科学、自然科学、社会科学、医学) 学生数:28,714人(学部18,441人、大学院9,949人、非正規生324人)、教員:6,875人		
相手国内における大学(機関)としての評価	比較的新しい大学であるが、設立以来教育・研究に力を注ぎ、現在ではイギリス国内でもトップレベルの研究主導型大学となり、ラッセルグループにも加盟している。		
その他(特色等があれば記入)	産学連携など数々の先進的な施策にも積極的に取り組んで卓越した成果をあげている。		
2.更新理由			
<p>東京大学とウォリック大学は、1996年に締結された学術交流に関する協定に基づき、総合文化研究科を窓口相互の研究交流を行ってきた。</p> <p>この度本協定を5年間更新し学術交流を継続することは、相互の研究交流に一層貢献できると期待される。協定更新については、ウォリック大学側からも賛意が寄せられている。</p>			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局:	人文社会系研究科	
	協定名(日):		
	協定名(英):	Agreement on Academic Exchange between the University of Tokyo and the University of Warwick	
▼協定の種類	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):		
交流分野			
双方が関心を持つ全ての分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年):	人(学期)[学部生/大学院生]

4. これまでの交流実績、成果等	
総合文化研究科の大石和欣教授はウォリック大学歴史学のMaxine Berg教授らと研究交流を行った。 学生交流においては、教養学部のアKOMプログラムを移行した全学学生交換プログラム(USTEP)を実施している。	
5. 更新後の交流計画	
過去3年間はコロナ禍ということもあり、研究交流、学生の交流は低調であったが、今後、歴史あるいは英文関係の交流を計画している。 学生交流においては、全学学生交換プログラム以外の学部学生、大学院学生の交流も引き続き行いたい。	
6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)	
令和5年4月に総合文化研究科及び関係部局の会議で承認を得る予定である。	
7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)	
責任者：真船文隆（総合文化研究科長・教授） 幹事教員：アルヴィ宮本なほ子（総合文化研究科・教授） 大石和欣（総合文化研究科・教授） 橋場 弦（人文社会系研究科・教授） 阿部公彦（人文社会系研究科・教授）	
8.相手側の対応組織(担当教員名等)	
責任者： Dr. Helen Johnson Assistant Director – International Office 幹事教員： Head of Programmes & Student	
9.資金計画	
従来通りを予定（科学研究費補助金、ブリティッシュ・カウンシル、国際交流基金等）	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：全学覚書 締結年月： 2017年3月 担当部局：グローバルキャンパス推進本部 (最終更新年： 年)
<input type="checkbox"/> 無	
11.その他特記事項	
12.部局事務担当	
部局名：	総合文化研究科
係名：	国際研究協力室
Email：	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE UNIVERSITY OF WARWICK

The University of Tokyo (Japan) and the University of Warwick (United Kingdom) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for five (5) years effective from 25 September, 2021 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six (6) months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

The University of Warwick

Professor FUJII Teruo
President

Professor Stuart Croft
Vice-Chancellor

Date: _____

Date: _____

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023年 月 日

担当部局：人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ジュネーヴ大学	
	英語	The University of Geneva	
	当該国語 ※任意	Universite de Genève	
地域/国名	ヨーロッパ	スイス	
設立年	1559	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.unige.ch/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	9学部(理学・医学・文学・社会学・翻訳通訳学・経済学・法学・プロテスタント神学・心理・教育学)、1エコール(フランス語・フランス文化)その他学部横断型の14センター等。学生数(2016/2017):16,500人(37%が外国人)、教員数(同年度):約4,500人(47%が外国人)		
相手国内における大学(機関)としての評価	ジャン・カルヴァンが創設したアカデミーを起源とするスイス最古の大学の一つであり、総合大学としてスイス国内では最大級の規模を誇り、高い評価を得ている。		
その他(特色等があれば記入)	スイス・ロマンス語圏最大の総合大学で、プロテスタント都市ジュネーヴの伝統に根ざすと同時に、教官構成や学生受入れに関してヨーロッパで最も国際的な大学の一つである。機動力の高い研究・教育活動が特色。領域横断型の研究・教育プログラムも充実している。		
2.更新理由			
1997年の締結以来、毎年学生を交換、教員交流も盛んに行ってきた。2012年の更新以後も、さまざまな形で交流が続けられている。双方の学生及び教員にとって益するところ大きく、きわめて意義ぶかい交流協定であり、今後さらに一層の発展をめざすべく、更新を希望する。先方からも同じ希望が強く表明されている。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局：総合文化研究科 協定名(日)：なし 協定名(英)：Collaboration Agreement between the University of Geneva and the University of Tokyo		
交流分野			
相互に関心ある分野(人文科学および社会科学)			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年):	人(学期)[学部生/大学院生]

4.これまでの交流実績、成果等	
<p>大学間交流協定に謳われた各項目について、日本文学、フランス文学、芸術学の分野を中心に活発な行き来があり、実りある交流がおこなわれた。ジュネーヴ大学側からは、2008年3月25日に副学長が、さらには2009年10月27日には前学長が本学を表敬訪問し、意見交換の機会をもった。2007年9月1日から2009年8月31日まで、ニコラ・モラル講師が文学部国文学研究室に研究員として滞在。2008年4月1日から2009年3月31日までは同じく国文学研究室にオリヴァー・コンスタブルが研究員として滞在した。2008年10月16日、文学部仏文研究室主催で開催された国際シンポジウム「旅行記から文学作品へ」にフレデリック・タングリー教授が参加し発表を行い、2009年7月14日にはダリオ・ガンポーニ教授が東京大学グローバルCOE「共生のための国際哲学教育センター」(UTCP)に招かれて、講演会「疑念と寓意 ルドンとゴーギャンに関する新視点」を開催した。2017年4月20日には文学部仏文研究室主催でヴァンサン・ドゥペーヌ教授による講演会「交差点のポエジー フランスにおける文学と民俗学」が開催された。2020年以降はコロナ禍のため研究者の交流は中断しているが、状況が許し次第、交流を再開する予定である。</p>	
5. 更新後の交流計画	
<p>従来どおり、毎年1ないし数名の学生の交換を継続するほか、随時教員の研究交流を行い、講演会等を催す。また、資金的基盤が確保されるかぎり、中短期の相互招聘による教育上の協力を図る。</p>	
6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)	
<p>2022年度11月 先方大学との文言調整等 2022年度内 関係部局、文学部の会議付議、調印</p>	
7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)	
<p>責任者: 人文社会系研究科 教授 納富 信留 (研究科長) 幹事教員: 人文社会系研究科 教授 塩塚 秀一郎 (欧米系文化研究専攻) 総合文化研究科 教授 桑田 光平 (表象文化論)</p>	
8.相手側の対応組織(担当教員名等)	
<p>責任者: Yves Flückiger(イヴ・フリュキガー) ジュネーヴ大学学長 幹事教員: Noria Mezlef(ノリア・メズレフ) 国際交流部長 Frederic Tinguely(フレデリック・タングリ) 文学部教授</p>	
9.資金計画	
<p>科学研究費補助金、寄附金、文部科学省・JASSO等の奨学金、ジュネーヴ大学奨学金、ジュネーヴ大学本部資金</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<p>協定の種類: 全学覚書 締結年月: 1997年7月</p>
<input type="checkbox"/> 無	<p>担当部局: グローバルキャンパス推進本部 (最終更新年: 2022 年)</p>
11.その他特記事項	
<p>特になし</p>	
12.部局事務担当	
部局名:	人文社会系研究科・文学部
係名:	学生支援チーム
Email:	in@l.u-tokyo.ac.jp

COLLABORATION AGREEMENT

[hereafter “Agreement”]

between the

University of Geneva

24 rue du Général-Dufour, 1211 Geneva 4, Switzerland

and

The University of Tokyo

7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan

hereafter referred to individually as “Party” or collectively as “the Parties”.

Preamble

Given the Collaboration Agreement between University of Geneva and the University of Tokyo concluded on July 2nd 1997;

In recognition of the importance of exchanges in the fields of teaching and research;

In recognition of the special opportunities provided by strengthening contacts between Faculty members and students at the two institutions;

Now therefore the Parties agree to the following terms of collaboration:

Article 1. General terms

The Parties will encourage exchanges between students, researchers, professors, and other members of staff. Other forms of scholarly collaboration will also be endorsed, such as organising conferences, seminars, and joint research projects and the exchange of scientific material.

Article 2. Specific collaborations

As the need arises for specific collaborative activities, individual agreements will be drawn to spell out their modalities and financing within the scope of the present general Agreement. The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned in their respective countries.

Article 3. Organisation of collaborations

Each Party will designate its representative for matters relating to academic coordination and the execution of collaborative activities. The Parties will regularly provide each other with the contact

information of the representatives of activities taking place within the frames of the Agreement.

The Parties will exchange all information necessary to the successful implementation of this Agreement subject to Article 6.

Article 4. Staff exchanges

The Parties will encourage their Faculty members and researchers to spend a period of time at the other institution. The individuals as well as the modalities of the visits will be agreed upon jointly.

Article 5. Privacy and personal data

The Parties recognize that each institution is subject to local national and institutional legislation and policies regarding privacy and data protection. The Parties may share with one another personal information regarding an identifiable individual, such as exchange participants, only as necessary for the fulfilment of the present Agreement and during the course of the exchanges. This provision shall survive the termination or expiration of this Agreement.

Article 6. Duration, renewal and termination

1. This Agreement will be valid for 5 years from 2nd July 2022.
2. The Parties may prolong this Agreement by a joint commitment in writing and signed by the authorized representatives of both institutions.
3. In so far as they do not interfere with any activities in progress:
 - a. amendments to this Agreement may be made at any time, provided they are in writing and reflect the joint wish of both Parties to this Agreement.
 - b. this Agreement may be terminated at any time before its end by one of the Parties, provided it is in writing and at least six months in advance.

Article 7. General Provisions

Neither Party may assign this Agreement or any right under this Agreement without the prior written consent of the other Party.

Nothing in this Agreement gives rise to a relationship of agency between the Parties.

Neither Party will be liable to the other for the consequences of any delays or failures of its performance which are caused by any event beyond the first party's reasonable control. In that case, the Party suffering those consequences shall inform as soon as possible the other Party and they both shall discuss in good faith in order to preserve the ongoing activities.

Upon the termination or expiration of this Agreement or any provisions hereof for any reason, those provisions which are intended to continue and survive such termination or expiration shall so continue and survive.

If any of the provision of this Agreement are found to be null and void, the remaining provisions of this Agreement shall remain valid and shall continue to bind the Parties.

Article 8. Dispute resolution

The Parties agree to seek an amicable resolution of any matter to this Agreement. If the Parties may not resolve amicably a dispute, it shall be referred to the signatories of this Agreement (or their successors), or their nominated representatives.

Executed in 2 original Agreements.

For the University of Geneva

For the University of Tokyo

Dr Stéphane Berthet
Vice-Rector, International Relations

Dr FUJII Teruo
President

Geneva, Date: _____

Tokyo, Date: _____

令和5年1月30日

大学院総合文化研究科
国際交流・留学生委員会委員長 殿

大学院人文社会系研究科
国際交流委員会委員長

東京大学とジュネーヴ大学との間における学術交流に関する協定書の更新について

標記のことにつきまして、本研究科では1997年7月2日に締結したジュネーヴ大学との間における学術交流に関する協定書をさらに更新し、引き続き同校との学術交流を実施したいと考えております。

更新にあたり、貴部局に関係部局としてご参画いただきたく、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

ご協力いただける場合には、別添の更新のための実績報告書（案）の「実施責任体制」「これまでの交流実績・成果等」「更新後の交流計画」欄に、貴部局における責任体制、交流実績及び今後の計画をご記入くださいますようお願いいたします。

また、別添の更新合意書（案）については、内容をご確認いただき、修正点等ありましたらお知らせください。

回答先及び本件に関する問い合わせ先：
大学院人文社会系研究科学生支援チーム
担当：寺田（内線：23712）

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023/4/20

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	パリ第8大学	
	英語	University of Paris 8	
	当該国語 ※任意	Université Paris 8 – Vincennes – Saint-Denis	
地域/国名	ヨーロッパ	フランス	
設立年	1968	年設立	
設置形態	国立		
URL	http://www.univ-paris8.fr/en/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:11 研究所数:5 学生数:約21,300人 (うち大学院学生数:6,700人) 教員数:約1,100人		
相手国内における大学(機関)としての評価	2014年にCOMUE(「大学高等教育機関共同体」という新しいコンソーシアム制度として生まれたParis-Lumières大学共同体において、Paris 8 – Vincennes-Saint-Denis大学(パリ第8大学)は人文社会科学においてフランスで代表的な研究教育機関の中心的なメンバーとなった。さらに2019年より、ヨーロッパで人文科学研究のトップクラスの研究機関であるコンドルセ・キャンパスの設立に他の11の大学・研究機関と共に参加し、国際的レベルで他の機関との交流を促進している。		
その他 (特色等があれば記入)	1968年のフランスの大学改革により発足して以来、顕著な先端的研究活動と学問分野を横断する独自の研究教育によって、フランス及び世界に於ける人文科学や社会科学において知の革新の中心的な存在となっている。		
2.更新理由			
パリ第8大学とは長年の交流実績があり、今後も活発な交流が期待されるため、引き続き授業料不徴収による交換留学を継続したい。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
部局覚書	関係部局：人文社会系研究科		
	協定名(日)：		
	協定名(英)：Memorandum on Student Exchange between Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences, Graduate School of Humanities and Sociology/Faculty of Letters, the University of Tokyo and L'Université Paris 8		
▼協定の種類	関係部局：		
	協定名(日)：		
	協定名(英)：		
交流分野			
人文・社会・情報科学			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義・講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→()
単位互換	○		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	○	→人数(年)：	2人(4学期) [学部生/大学院生]

4.これまでの交流実績、成果等	
<p>コロナ禍で2年近く移動を伴う交流が中断したが、過去5年間でパリ第8大学から8名の学生を受入れ、本学から3名派遣した。パリ第8大学の学生は日本への関心が強く、本学の学生とも積極的に交流して良好な関係を構築し、本学の学生が留学する動機づけになったと思われる。また、本学から派遣した学生の教育成果は、学生の語学力向上として顕著に現れている。また、異文化間交流の経験を通して国際的な視野を広げている。</p>	
5. 更新後の交流計画	
<p>引き続き、授業料不徴集による学生の相互派遣を実施する。</p>	
6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)	
<p>2023年4月に総合文化研究科、人文社会系研究科において部局承認を得、その後速やかに署名手続きに移る予定。</p>	
7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)	
<p>責任者：真船文隆(総合文化研究科長・教授) 幹事教員：マチュー・カペル(総合文化研究科准教授)、郷原佳以(総合文化研究科教授)、森政稔(総合文化研究科教授)、伊達聖伸(総合文化研究科教授) 塚本昌則(人文社会系研究科教授)、王寺賢太(人文社会系研究科教授)</p>	
8.相手側の対応組織(担当教員名等)	
<p>責任者：Prof. Thomas Brisson (トマ・ブリッソン教授) 幹事教員：Prof. Mireille Séguy (ミレーユ・セギ教授)、Prof. Pierre Bayard (ピエール・バイヤール教授)</p>	
9.資金計画	
<p>東京大学海外派遣事業短期海外留学等奨学金を利用する</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：全学協定 締結年月：2001年
<input type="checkbox"/> 無	担当部局：総合文化研究科 (最終更新年：2021年)
11.その他特記事項	
12.部局事務担当	
部局名：	総合文化研究科
係名：	国際研究協力室
Email：	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

**Memorandum on Student Exchange,
As part of the agreement signed 15 September 2022.
Between
Graduate School of Arts and Sciences/
College of Arts and Sciences,
Graduate School of Humanities and Sociology/
Faculty of Letters,
The University of Tokyo
And
L'Université Paris 8**

The Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences, Graduate School of Humanities and Sociology/Faculty of Letters, the University of Tokyo (Japan) and l'Université Paris 8 (France) (hereinafter referred to as the "parties"), on the basis of the Agreement on Academic Exchange concluded between the University of Tokyo and l'Université Paris 8 and dated 15 September 2022 (hereinafter referred to as the "Agreement"), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement, hereby agree to the following.

Article 1. Students may enroll in this exchange program for a period of up to one year. This period may, upon the agreement of the parties, be extended for a period of one year maximum.

Article 2. A maximum of four (4) student semester places will be exchanged between the parties in each academic year. Two (2) exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. In the case that the semester place of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavor from the following year to ensure an equal semester place of participating students from each party. The parties shall agree in advance through discussion the exact semester place of exchange students.

Article 3. Students enrolled in this exchange program are not eligible to be awarded a degree from the host university.

Article 4. At the request of the home university, the host university shall submit to the home university a report of the academic progress of a participating student. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.

Article 5. The host university shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees on students enrolled in this exchange program.

Article 6. Personal expenses including travel expenses, accommodation fees, living expenses, educational materials costs and other education-related costs of students participating in this exchange program, other than as described in the preceding article, shall under no circumstances whatsoever be the responsibility of either party.

Article 7. Each university will provide advice to participating students on accommodation.

Article 8.

For the University of Tokyo:

Students participating in this exchange program will be required to take out insurance to cover any damage to third parties related to property and persons.

Students participating in this exchange program will be responsible for any damage that may occur during the exchange stay at the host university, both to the rooms and to its annexes, outbuildings and access routes.

For University Paris 8:

The University Paris 8 will be required to take out insurance to cover any damage to third parties related to property and persons.

The University Paris 8 will be responsible for any damage that may occur to its students during the exchange stay at the host university, both to the rooms and to its annexes, outbuildings and access routes.

Article 9. This Memorandum is valid for five (5) years effective from 31 March 2022 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six (6) months advance written notice to the other party. Under no circumstances will the term of this Memorandum exceed the term of the Agreement.

Article 10. This Memorandum is created in duplicate in English and in French, each of those duplicates being deemed original. Should any discrepancies arise between the versions, the parties agree that the English version shall prevail. In the case of any inconsistency between the provisions of this Memorandum and the Agreement, the provisions of the Agreement shall take precedence.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

On behalf of the University of Tokyo

University Paris 8

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean
Graduate School of Arts and Sciences/
College of Arts and Sciences

Date:

Prof. Annick Allaigre
President

Date:

Prof. Dr. NOTOMI Noburu
Dean
Graduate School of Humanities and Sociology/
Faculty of Letters

Date:

Convention d'application relative à l'échange d'étudiants,
dans le cadre de l'Accord général signé le 15 septembre 2022,

entre

**L'Ecole supérieure des Arts et des Sciences/
Le Collège des Arts et des Sciences,
L'Ecole supérieure des Sciences humaines et de Sociologie/
La Faculté de Lettres,
Université de Tokyo
et
L'Université Paris 8**

L'Ecole supérieure des Arts et des Sciences / le Collège des Arts et des Sciences, l'Ecole supérieure des Sciences humaines et de Sociologie / la Faculté de Lettres de l'Université de Tokyo (Japon) et l'Université Paris 8 (France) (ci-après dénommées les "parties"), sur la base de l'Accord sur les échanges universitaires conclu entre l'Université de Tokyo et l'Université Paris 8 le 15 septembre 2022 (ci-après dénommé l'"Accord"), afin de convenir de programmes spécifiques d'échanges d'étudiants tels que définis dans l'Accord, conviennent de ce qui suit.

Article 1.

Les étudiants peuvent s'inscrire à ce programme d'échange pour une période maximale d'un an. Cette période peut, après accord des parties, être prolongée pour une période d'un an maximum.

Article 2.

Un maximum de quatre (4) places semestrielles d'étudiant sera échangé entre les parties au cours de chaque année académique. Deux (2) étudiants d'échange s'inscrivant pour un semestre d'étude équivalent à un étudiant d'échange s'inscrivant pour une année académique d'étude. Dans le cas où le nombre de places semestrielles d'échange attribuées par chaque partie n'est pas égal dans une année particulière, les parties s'efforceront à partir de l'année suivante d'assurer l'égalité entre les places semestrielles d'échange attribuées par chaque partie. Les parties conviennent à l'avance, par voie de discussion, des places semestrielles exactes d'étudiants en échange.

Article 3.

Les étudiants inscrits à ce programme d'échange ne sont pas éligibles à l'obtention d'un diplôme de l'université d'accueil.

Article 4.

A la demande de l'université d'origine, l'université d'accueil peut lui soumettre un rapport sur les progrès académiques d'un étudiant participant. Sur la base de ce rapport, l'université d'origine peut, conformément à son règlement, accorder à l'étudiant des crédits pour les études dans l'université d'accueil.

Article 5.

L'université d'accueil ne perçoit pas de droits d'examen, de droits d'inscription ou de droits de scolarité pour les étudiants inscrits à ce programme d'échange.

Article 6.

Les dépenses personnelles, y compris les frais de voyage, les frais d'hébergement, les frais de subsistance, les frais de matériel pédagogique et autres frais liés au séjour d'étude des étudiants participant à ce programme d'échange, autres que ceux décrits dans l'article précédent, ne seront en aucun cas à la charge de l'une ou l'autre des parties.

Article 7.

Chaque université fournira des conseils en matière de logement aux étudiants participants à ce programme d'échange.

Article 8.

Pour l'Université de Tokyo :

Les étudiants participant à ce programme d'échange seront tenus de souscrire une assurance pour couvrir tout dommage causé à des tiers concernant les biens et les personnes.

Les étudiants participant à ce programme d'échange seront responsables de tout dommage pouvant survenir pendant le séjour d'échange dans l'université d'accueil, tant au niveau des locaux que de ses annexes, dépendances et voies d'accès.

Pour l'Université Paris 8 :

L'université Paris 8 doit souscrire une assurance afin de prendre en charge tout dommage causé aux tiers et lié aux biens et aux personnes.

L'université Paris 8 sera responsable de tout sinistre pouvant survenir à ses étudiants pendant la durée de leur séjour d'échange dans l'établissement d'accueil et ce, notamment, tant dans les locaux que dans ses annexes, dépendances, et voies d'accès.

Article 9.

La présente convention est valable pour une durée de cinq (5) ans à compter du 31 mars 2022 (ci-après dénommée "durée"). La durée de la convention peut être prolongée avec l'accord écrit des parties. Chacune des parties peut résilier la convention pendant sa durée de validité en donnant un préavis écrit de six (6) mois à l'autre partie. En aucun cas, la durée de la présente convention ne dépassera la durée de l'Accord général.

Article 10.

La présente convention est établie en deux exemplaires, en anglais et en français, chacun de ces exemplaires étant considéré comme original. En cas de divergence entre les versions, les parties conviennent que la version anglaise prévaut.

En cas d'incompatibilité entre les dispositions de la présente convention et de l'Accord, les dispositions de l'Accord priment.

Les parties établissent cette convention d'application et le signent aux dates respectives ci-dessous.

Au nom de l'Université de Tokyo:

Au nom de l'Université Paris 8:

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Doyen
Graduate School of Arts and Sciences/
College of Arts and Sciences

Prof. Annick Allaigre
Présidente

Date:

Date:

Prof. Dr. NOTOMI Noburu
Doyen
Graduate School of Humanities and Sociology/
Faculty of Letters

Date:

寄附金・学術指導の受入について

2022年度

2023年4月20日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	112	センター長	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター	ドイツ学術交流会	研究等助成のため	2,823,030	研究支援経費免除
	113	助教	金子 直嗣	身体運動	公益財団法人 立石科学技術振興財団	研究等助成のため	2,777,000	
	118	准教授	野口 篤史	相関基礎	公益財団法人 稲盛財団	研究等助成のため	11,000,000	
	119	准教授	加藤 英明	生命環境	一般財団法人 キヤノン財団	研究等助成のため	9,000,000	研究支援経費免除
	120	センター長	梶谷 真司	共生のための国際哲学研究センター (UTCP)	公益財団法人 上廣倫理財団	研究等助成のため	25,000,000	
							合 計	50,600,030
						2022年度累計	304,839,319	

2023年度

2023年4月20日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	4	助教	神野 莉衣奈	相関基礎	公益財団法人 池谷科学技術振興財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
							合 計	2,000,000
						2023年度累計	5,114,500	

2023年度

2023年4月20日

	No.	受入担当者			依頼者	依頼目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
学術指導	2	教授	酒井 邦嘉	相関基礎	(一財)言語交流研究所	学術指導のため	3,000,000	2023/4/1から2024/3/31(2023/3変更契約分)
	3	教授	酒井 邦嘉	相関基礎	株式会社可能性出版	学術指導のため	2,000,000	2023/4/1から2024/3/31
							合 計	5,000,000
						2023年度累計	7,200,000	

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B2号）（総B3号）
4. 各委員会報告（教B1号）（教B2号）（教B3号）（教B4号）（経B1号）「高校生と大学生のための金曜特別講座」
5. その他
 - ・2023年度役職者について（総B4号）
 - ・研究科ロゴマークの使用について
 - ・TLPパンフレット2023について

○ 議題

1. 2022年度教授会慶弔費支出報告（総B5号）
2. ファカルティハウス規則の改正案について（研B3号）
3. 教養学部各学科等教務関係内規改正について（教B5号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とインドネシア教育大学との学術交流協定の締結について（教B9号）

教授会

○ 教員人事

講	師	報	告	1件
准	教	報	告	5件
教	授	報	告	8件
推	薦	名	誉教授	7件

計21件

委員会関係

教務委員会

- ・令和5年度入学者数について（教B1号）
- ・令和5年度年度進学者数について（教B2号）
- ・2023年度Sセメスター（S1・S2ターム）定期試験について（教B3号）
- ・2023年度Sセメスター（S1・S2ターム）成績報告について（教B4号）

財務委員会

- ・2023年度における預託金制度について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

社会連携委員会

- ・2023年度Sセメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」について

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2023年3月9日(木) 15:00~17:12
場所 Zoom会議
出席者 228名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、3月9日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、2月21日、3月7日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B2号)(総B3号)に基づき説明・報告があった。

3. 各委員会報告

- ・柳原大教務委員会委員長から、令和4年度前期課程退学命令対象者について報告があった。
- ・研究科長から、前期日程試験の実施について報告があった。
- ・梶谷真司後期運営委員会委員長から、学生の退学命令について報告があった。
- ・田村隆環境委員会委員長から、枝垂桜説明板設置と山桜三本の植樹予定について報告があった。

4. その他

- ・清水晶子副研究科長から、一高記念賞及び総長賞受賞者について資料(学B1号)に基づき説明があった。
- ・受田宏之教授から、東大駒場友の会「新入生保護者と教養学部長との懇談会」について説明があった。
- ・星埜守之教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。
- ・網野徹哉教養教育高度化機構長から、教養教育高度化機構シンポジウムについて説明があった。

○ 審議事項

1. 東京大学大学院総合文化研究科等における育児休業等の長期取得のための支援に関する申合せの一部改正について

研究科長から、資料(総B4号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

2. アドバンスト文科運営委員会規則及びアドバンスト文理融合運営委員会規則について

月脚達彦副研究科長から、資料(教B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

3. 令和4年(2022)教養学部卒業生数について

梶谷真司後期運営委員会委員長から、資料(教B2号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

4. 教養学部各学科等教務関係内規改正について

梶谷真司後期運営委員会委員長から、資料(教B3号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

5. 2023年度役職者について

研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

・研究科長室メンバー交代者6名の紹介と挨拶があった。

(真船文隆副研究科長、和田元副研究科長、郷原佳以総長補佐、内田さやか研究科長補佐、池田昌司研究科長特任補佐、館知宏研究科長特任補佐(欠席))

・研究科長から、退任の挨拶があった。

・退職予定教員の紹介と挨拶があった。

(藤井聖子教授、長木誠司教授(欠席)、三浦篤教授、石田勇治教授、橋本毅彦教授、加藤光裕教授、久我隆弘教授、GALLY Thomas Kilburn 教授、小河正基准教授(欠席))

・事務部幹部職員異動者の紹介と挨拶があった。(小寺孝幸事務部長)

以下、教授会構成員対象の議題です。

教授会

教員人事に先立ち、市野川容孝教授から、佐藤安信氏の案件に係る教職員等有志による大学本部への再調査の要請に関する説明があり、質疑応答・意見交換を行った。当該要請について、教授会として積極的な反対意見は出なかった。

○教員人事

准 教 授	提 案	2 件
	報 告	2 件
教 授	報 告	5 件

計 9 件

以上

2023年4月20日

各予算部署事務担当者 殿

経理課財務チーム

2023年度における預託金制度について

このことについて、2023年度における本制度の取扱いを以下のとおりとしますので、本制度を利用する場合は、申請手続きを参照の上、別紙申請書を提出願います。

記

1. 制度の趣旨について

各予算部署において、年度を超えた事業計画を実現させるため、2023年度予算を預かり預託金申請時の執行計画に基づき各予算部署へ返金する制度。

2. 利息について

利息を付けないものとします。

3. 対象となる予算科目について

大学運営費－教育研究経費（予算科目コード：100202）とします。

4. 申請手続きについて

1) 申請書の提出期限及び提出先

一次締切：2023年7月14日／財務チームに別紙申請書を提出

最終締切：2023年11月30日／同上

2) 申請限度額

一次締切：原則として、当初予算配分額の50%までとします。

最終締切：当初予算配分額の10%まで。ただし、最終締切申請額（各専攻・系等から申請された額の合計額）の受入は4千万円までとします。

※本部預託金の締切後であり、多額の申請は教養学部だけでは対応できないため、最終締切申請額が4千万円を超えた場合には申請された額を減額調整（当初予算配分額の10%を下回る場合がございます。）することを了承願います。

3) 預託金申請書

預託金申請書には執行計画及び用途を記入願います。

専攻等の予算で複数の教員の取りまとめを行っている場合には用途の記載は不要です。

なお、用途記載の有無に関わらず、執行計画は、必ず記入願います。また、返金を受けた預託金を再度預託することのないよう本制度の趣旨に沿った申請をお願いします。

5. 返還手続きについて

毎年度末に預り書を配布します。預り書に記載された返済額に基づき、当該年度の返金額を10月末頃までに返金しますので、預り書の金額に誤りがないか確認願います。

6. 執行計画の変更について

1) 前年度以前に計画した執行計画に変更が生じた場合は、**6月30日まで**に別添の変更届を財務チームに提出願います。なお、複数回にわたり計画を変更するなど実行性に疑義が生じる場合には個別に説明を求める場合がありますので留意願います。

2) 当該年度一次締切に申請した預託額に修正が生じた場合には、最終締切日までに再度預託金申請書を提出願います（減額のみ可、増額は不可。ただし、大幅な減額の場合は早急に連絡願います。）。

7. その他

- 1) 本件で言う「当初予算」とは、前期課程委員会経由分、後期課程委員会経由分、大学院専攻経由分、附属施設・関連施設・事項指定等の学部共通経費を指すものとします。ただし、研究室・建物維持運営経費、教育支援経費、および大学院生・留学生等経費は対象外とします。また、預託金返済額についても、当初予算には含みません。
- 2) 二次及び三次配分予算、もしくは自己収入分の預託を希望される場合は、別途相談願います。
- 3) 原則、預託申請した予算は、最終締切以降は修正・返却はできませんので、ご注意願います。
- 4) **当該年度でマイナス執行が50万円以上の場合、マイナス額に1.1を乗じた額を精算（千円未満切り上げ）、50万円未満の場合はマイナス執行額分（千円未満切り上げ）を翌年度に精算とします。**
- 5) 借入金制度につきましては、借入実績が少数であることから制度としての運用が廃止されております。借入が必要となった場合には個別にご相談ください。

2023/4/1現在

2023年度 研究科長室、専攻長・系長、図書館長、機構長、センター長等

	研究科長・学部長 (2023.4.1～2025.3.31)	相関基礎科学系	真船 文隆
(選挙)	副研究科長・副学部長 (2022.4.1～2024.3.31)	言語情報科学専攻	月脚 達彦
(選挙)	副研究科長・副学部長 (2023.4.1～2025.3.31)	広域システム科学系	増田 建
(指名)	副研究科長・副学部長 (2023.4.1～2024.3.31)	超域文化科学専攻	清水 晶子
(指名)	副研究科長・副学部長 (2023.4.1～2024.3.31)	相関基礎科学系	松田 恭幸
	副研究科長・副学部長	事務部長	大久保 伸一
(指名)	総長補佐 (2023.4.1～2024.3.31)	生命環境科学系	四本 裕子
(委嘱)	研究科長補佐 (2022.10.1～2023.9.30)	超域文化科学専攻	田村 隆
(委嘱)	研究科長補佐 (2023.4.1～2024.3.31)	生命環境科学系	晝間 敬
	研究科長特任補佐(将来構想調整)	国際社会科学専攻	清水 剛
	研究科長特任補佐(教育の国際化)	国際環境学教育機構	成田 大樹
	研究科長特別顧問	平谷・八百屋法律事務所 弁護士	八百屋 伴声
	研究科長特別顧問	名誉教授	加藤 道夫
	研究科長顧問(法務)	国際社会科学専攻	小粥 太郎
	研究科長顧問(国際広報)	言語情報科学専攻	PETITTO Joshua
	言語情報科学専攻長		小野 秀樹
	超域文化科学専攻長		寺田 寅彦
	地域文化研究専攻長		外村 大
	国際社会科学専攻長		倉田 博史
	広域科学専攻長		瀬川 浩司
	生命環境科学系長		柳原 大
	相関基礎科学系長		石原 孝二
	広域システム科学系長		鈴木 建

駒場図書館長 (2021.4.1～2024.3.31)	石田 淳
総合文化研究科図書館長 (2022.4.1～2024.3.31)	石原 あえか
(任命) 教養教育高度化機構長 (2023.4.1～2025.3.31)	原 和之
(任命) グローバル地域研究機構長 (2022.4.1～2024.3.31)	橋川 健竜
(任命) PEAK・GPEAK統括室長 (2022.4.1～2024.3.31)	渡邊 雄一郎
(任命) 国際環境学教育機構長 (2022.4.1～2024.3.31)	前田 章
(任命) 国際日本研究教育機構長 (2022.4.1～2024.3.31)	岡田 泰平
(任命) 先進科学研究機構長 (2022.4.1～2024.3.31)	福島 孝治
(任命) グローバルコミュニケーション研究センター長 (2022.4.1～2024.3.31)	森井 裕一
(委嘱) 国際交流センター長 (2023.4.1～2024.3.31)	川喜田 敦子
(任命) 複雑系生命システム研究センター長 (2022.4.1～2024.3.31)	澤井 哲
(任命) 進化認知科学研究センター長 (2022.4.1～2024.3.31)	四本 裕子
副研究科 長(文系 選挙) 東アジアリベラルアーツイニシアティブ長 (2022.4.1～2024.3.31)	月脚 達彦
(任命) 共生のための国際哲学研究センター長 (2023.4.1～2025.3.31)	梶谷 真司
(任命) 駒場アカデミック・ライティング・センター長 (2022.4.1～2024.3.31)	大石 和欣

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティ・ハウス規則 (案)平成 17 年 3 月 17 日 制定令和 5 年 〇 月 〇 日改正教授会可決

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティ・ハウス（以下「駒場ファカルティ・ハウス」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定める。

(駒場ファカルティ・ハウスの目的)

第 2 条 駒場ファカルティ・ハウスは、学術の国際的交流を図り、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部及び大学院数理学研究科（以下「研究科等」という。）の教育研究の発展に資することを目的とする。

(施設)

第 3 条 駒場ファカルティ・ハウスにセミナー室、教養室（和室）、宿泊室、食堂その他の施設を置く。

(開館日)

第 4 条 駒場ファカルティ・ハウスは、別に定める日を除き毎日開館する。

2 大学院総合文化研究科長が必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず臨時に開館し又は閉館することができる。

(駒場ファカルティ・ハウスの利用)

第 5 条 駒場ファカルティ・ハウスの利用については、別に内規で定める。

(利用者の範囲)

第 6 条 駒場ファカルティ・ハウスを利用することができる者は、研究科等の教職員及び別に定める者とする。

~~-(管理)-~~~~第 7 条 駒場ファカルティ・ハウスの事務は、事務部研究支援室において処理する。~~

(運営委員会)

第 ~~7-8~~ 条 駒場ファカルティ・ハウスの運営に関する重要事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場ファカルティ・ハウス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 駒場ファカルティ・ハウスの庶務は、事務部経理課研究支援チームにおいて処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、駒場ファカルティ・ハウスの運営に関し必要な事

項は、運営委員会の議を経て大学院総合文化研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年〇月〇日から施行する。

4. 各学科等教務関係内規

(令和5年4月以降の進学生に適用する。)

<省略>

(4) 学融合プログラム

1. 単位の認定

単位の認定は、セメスターごとに行われ、セメスター当初に届け出た科目名によって行う。

2. 履修科目の届出

- (1) 指定する期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。
なお、登録をしない科目については、聴講及び修了試験の受験資格がない。
- (2) 登録後の履修科目の追加及び変更については、これを認めない。

3. 重複履修

同一科目の重複履修については、これを認めない。

4. 科目の履修について

教養学科、学際科学科または統合自然科学科の卒業要件を満たした上で、以下に定める単位を取得した者には、当該プログラムの修了を認定する。

- (1) グローバル・エシックスプログラム、進化認知脳科学プログラム、科学技術インタープリタープログラム、東アジア教養学プログラム
認定を求めるプログラムの科目から14単位以上
- (2) グローバルスタディーズプログラム
当該プログラムの科目から14単位以上（授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。）
 - ① 高度教養科目の後期国際研修を2単位以上取得するか、留学又は休学期間中の海外修学により取得した単位で、単位認定申請により海外研修I～IVのいずれかに認定された単位を2単位以上含めること。
 - ② ①の規定にかかわらず、海外で自ら体験活動プログラム等に参加した者は、グローバル教養実践演習、グローバル教養特別講義I～III又はグローバル教養特別演習I～Vのいずれかを2単位取得することによって、後期国際研修又は海外研修2単位の代替とすることができる。希望者は、所定の期間内にグローバルスタディーズ委員会に申し出るとともに、グローバルスタディーズ委員会による審議を経て承認を得る必要がある。
 - ③ グローバル教育センターの提供するグローバル教養科目群を、グローバル教養特別演習I～Vのいずれかの代替とすることができる。

国際交流協定覚書締結計画書

提出年月日：2023/4/20

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	インドネシア教育大学	
	英語	Indonesia University of Education	
	当該国語 ※任意	Universitas Pendidikan Indonesia	
地域/国名	アジア	インドネシア	
設立年	1954	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://www.upi.edu/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	文系・理系の8学部で学部教育と大学院教育を行っている。 教員数：1,499人、学生数：約35,000人、職員数：2011人		
相手国内における大学(機関)としての評価	インドネシア教育大学(旧バンドン教育大学)はインドネシアでもっとも古い教育大学で、現在インドネシアを代表する有力大学との評価があり、国内の大学ランキングは第4位である。		
その他 (特色等があれば記入)	もともと教師養成大学として設立されたが、現在はインドネシア政府の特別自治権を有する数少ない公立の総合大学となっている。独立行政法人化の際、インドネシアの教育大学は名称を変更したが、この大学のみ「教育」を名称に残している。		
2.交流目的			
文系・理系両方の分野で、総合文化研究科の研究者とインドネシア教育大学の研究者との共同研究や研究協力を推進し、研究水準のよりいっそうの向上と国際化を図ることを目的とする。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
部局協定	関係部局： 協定名(日)： 協定名(英)：	Agreement on Academic Exchange Between Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Indonesia University of Education	
▼協定の種類	関係部局： 協定名(日)： 協定名(英)：		
交流分野			
双方が関心を持つ分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年)： 人(学期)[学部生/大学院生]	

4.期待される成果	
<p>総合文化研究科もインドネシア教育大学も文系・理系両方の研究領域をカバーしており、教員同志のバランスの取れた研究交流が期待できる。インドネシア教育大学は、インドネシア教育文化省による大学国際競争力強化プログラムに呼応して、現在、所属教員が海外のトップ100の大学で3ヶ月から4ヶ月間、共同研究を通じて研究指導を受けることを積極的に推進している。本研究科においては、文系では東南アジア関係の研究にとって貴重な研究協力が期待される。理系についても研究テーマが一致すれば研究室運営にとってもプラスに働くことが期待される。本学には東南アジアではタイにオフィスがあるのみで、ASEANの大国・インドネシアにはまだ研究拠点がなく、本協定を締結することで、西ジャワにおいて実質的な研究拠点を獲得することになり、本研究科のみならず大学全体にとっても多に貢献することが期待できる。</p>	
5.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
<p>総合文化研究科の谷垣真理子教授とインドネシア教育大学のディアニ・リスダ講師は、ユーラシア財団from Asia (旧ワンアジア財団)の助成を受けて、2012年頃からアジア共同体に関しての授業運営に携わってきた。同財団は1年に1度、授業助成関係者を招待してのコンベンションを実施しており、両名はそれを通じて交流を重ねてきた。2019年に谷垣教授がリスダ講師の招聘を受けてバンドンのインドネシア教育大学とバスマン大学、スマトラのバンカプリトゥン大学で講義し、2020年から谷垣教授はリスダ講師を誘って英語の論文集発行を企画し、2022年3月にSpringerより「Japan and Asia」を刊行した。2022年9月から、谷垣教授が受入れ教員となってリスダ講師がインドネシア教育大学の国際協力強化プログラムで来日し、駒場で研究を進めた。この間、谷垣教授はインドネシア国家警察改革への日本警察の支援プログラムについて、リスダ講師から研究協力を得た。これらの長年に渡る交流を基に双方の間で学術交流協定を締結する話が出てきた。先方側は学長も合意している。</p>	
6. 締結までのスケジュール(締結希望時期等)	
<p>2023年1月中に国際交流締結計画書を作成し、インドネシア教育大学側と学術交流協定書の内容について協議する。2023年4月までに、総合文化研究科の国際交流・留学生委員会、総務委員会、教授会に諮り、部局承認を得る。2023年4月以降なるべく早い時期に双方が署名する。</p>	
7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)	
<p>責任者：真船文隆（総合文化研究科長・教授） 幹事教員：谷垣真理子（総合文化研究科・教授） 岡田泰平（総合文化研究科・教授）</p>	
8.相手側の対応組織(担当教員名等)	
<p>責任者：Prof. Dr. H. M. Solehuddin, M.Pd., MA. 幹事教員：Prof. Dianni Risda, Faculty of Language and Literature Education</p>	
9.資金計画	
<p>共同研究・研究協力については、それぞれ計画を主導する教員が資金計画を立てるものとする。日本側については、日本学術振興会の短期研究者招聘事業に応募する。また、谷垣教授はインドネシア側との共同研究を実施するために、科学研究費の基盤Bもしくは基盤Cへの応募を検討中である。インドネシア側はインドネシア教育文化省の大学国際競争力強化プログラムに応募して、渡日する研究者の渡航費・滞在費(月額17万円程度)を確保する。なるべく早く派遣者を決定して、本学のインターナショナルロッジに応募して、滞在費を有効に使うよう、選考プロセスを進める。</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<p><input type="checkbox"/> 有 協定の種類：▼協定の種類 担当部局：▼部局名選択 締結年月： (最終更新年： 年)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
11.その他特記事項	
12.部局事務担当	
部局名：	総合文化研究科
係名：	国際研究協力室
Email：	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
UNIVERSITAS PENDIDIKAN INDONESIA

The Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) and Universitas Pendidikan Indonesia (Indonesia) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo
Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences

Universitas Pendidikan Indonesia

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Prof. Dr. H. M. Solehuddin, M.Pd., MA.
Rector

_____/_____/_____

_____/_____/_____
